

短期入所療養介護について

要介護者が、家庭等での生活を継続していただくために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当苑を一定期間ご利用いただき、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に係わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・ご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

利用料

(1) 基本料金 (介護保険給付対象の自己負担分)

(1) 介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によってサービス費が異なります。以下は1日当たりの自己負担額です。

区分	2人・4人部屋	個室
要介護1	823円	750円
要介護2	871円	795円
要介護3	932円	856円
要介護4	983円	908円
要介護5	1,036円	959円

※難病やがん末期の要介護者など医療介護両方の対応が必要な在宅の中重度者等の生活の質向上、家族等の介護負担の軽減を図るため、日帰り利用ができるようになりました。

下記施設利用料となります。

特定療養介護費

区分	料金
3時間以上～4時間未満	654円
4時間以上～6時間未満	905円
6時間以上～8時間未満	1,257円

- (2) 送迎加算(片道につき) (184円/回)
入所・退所時に送迎を行った場合
- (3) 栄養管理に対する加算
療養食加算 (23円/日)
- (4) 若年性認知症利用者受入加算 (120円/日)
- (5) 個別リハビリテーション実施加算 (240円/回)
- (6) 緊急短期入所受入加算(7日程度) (90円/日)
利用者の状態や家族の事情等により緊急に受入れた場合
- (7) 認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日程度) (200円/日)
認知症の症状が悪化し在宅での対応が困難となった方を緊急に受入れた場合
- (8) 重度療養管理加算 (120円/日)
介護度4又は5の方で手厚い医療が必要な方を受け入れた場合
- (9) 緊急時施設療養費加算
緊急時治療管理
入所者の病状が重篤になり救命救急医療が必要となる場合 (511円/日)
- (10) サービス提供体制強化加算※(Ⅰ)イ、ロ、(Ⅱ)、(Ⅲ)のいずれかを加算
 - (Ⅰ)イ.介護職員のうち、介護福祉士が60%以上占めている場合 (18円/日)
 - ロ.介護職員のうち、介護福祉士が50%以上占めている場合 (12円/日)
 - (Ⅱ)看護・介護職員のうち常勤者が75%以上の場合 (6円/日)
 - (Ⅲ)直接サービス提供する職員総数のうち勤続3年以上が30%以上の場合 (6円/日)

(11) 介護職員処遇改善加算

※(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)のいずれかを加算

(Ⅰ) 厚生労働大臣基準の全てに適合 (所定単位数×27/1000)

(Ⅱ) 厚生労働大臣基準(Ⅰ)の①～⑥まで適合しかつ(Ⅱ)②及び③
のどちらにも適合 (所定単位数×15/1000)

(Ⅲ) 厚生労働大臣基準(Ⅱ)②又は③どちらか不適合 (Ⅱ)×90/100

(Ⅳ) 厚生労働大臣基準(Ⅰ)～(Ⅵ)まで適合 (Ⅱ)×80/100

(2) その他の料金 (介護保険給付対象外の費用)

食費(1食あたり)	朝食	※	500円
	昼食	※	600円
	夕食	※	600円
滞在費(1日あたり)	多床室(2・4人部屋)	※	450円
オヤツ代(1回あたり)			100円
入浴用のタオル等(1回あたり)			140円
クラブ活動の材料費			実費
バスレク費用			実費
洗濯代(1枚あたり)	手洗い別途:250円		70～200円
電気代(1品目1日あたり)			50円
通常を送迎実施地域を越えて行う送迎費用			実費
インフルエンザ予防接種に係る費用			実費

※食費・滞在費については、世帯所得により軽減措置があります。

(3) 支払方法

- ・ 翌月10日までに請求書を発行しますので、当月25日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払いの方法は、現金・銀行振込の2方法でお願いしますが利用申し込み時にお選びください。